

岬町第5次総合計画序章 基本計画の内容 新旧対照表

新	旧
<p>P34～P35（略）</p> <p>P36</p> <p><b>2 地方創生に向けた取組</b></p> <p><b>（1）地方創生をめぐる動き</b></p> <p>国では、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において4つの基本目標「地方にしごとをつくり、安心して働くようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を、また「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題などを踏まえて政策体系を見直し、加えて、「多様な人材の活躍を推進する」と「新しい時代の流れを力にする」の2つを横断的な目標として定め、取組を進めてきました。また、令和4（2022）年12月には、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル実装の前提となる4つの取組み（①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上、②デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、③デジタル人材の育成・確保、④誰一人取り残されないための取組）を推進する「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これは、デジタル技術によって都市と地方の格差を縮め、地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを実現し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すものです。併せて、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取組みについて、地域それぞれが抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョンを再構築し、改善を加えながら推進していくことが重要とされました。</p> <p>国における動向を踏まえ、岬町では、平成27年度（2015年度）から令和2度（2020年度）まで「第1期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年度（2021年度）から「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進め、デジタルの力を活用し、これまでの地方創生の取組みを更に発展させていくため、令和6年度（2024年度）には「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「岬町デジタル田園都市構想総合戦略」として改訂しました。計画期間は、総合計画と一体的に検証を行うことができるよう終期を合わせ、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間としました。</p> <p><b>（2）重点施策</b></p> <p>基本計画に掲げる31の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置づけ、人口減少に歯止めをかけるとともに、デジタルの力を活用しつつ、人口減少社会に対応できるまちづくりを着実に進めていくものとします。</p> <p>なお、これらは、総合戦略の基本目標に相当します。</p>	<p>P34～P35（略）</p> <p>P36</p> <p><b>2 地方創生に向けた取組</b></p> <p><b>（1）地方創生をめぐる動き</b></p> <p>国では、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定めた4つの基本目標「地方にしごとをつくり、安心して働くようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」に基づき取組を進めてきました。「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題などを踏まえて政策体系を見直し、加えて、「多様な人材の活躍を推進する」と「新しい時代の流れを力にする」の2つを横断的な目標として定めています。</p> <p>また、地方公共団体においても、各地域の平成26年（2014年）以降の状況変化などを踏まえて、第2期「地方版総合戦略」の策定及び「地方人口ビジョン」の改定を行う必要があるとされました。</p> <p>これを受けて岬町においても、平成28年（2016年）に策定した「第1期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定を行うこととしました。改定にあたっては、現行の計画期間が令和元年度に終了することとなっていましたが、その計画期間を令和2年度（2020年度）まで1年延長し、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組と本総合計画を一体的に検討することとしました。</p> <p><b>（2）重点施策</b></p> <p>基本計画に掲げる31の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置づけるとともに、国が掲げた第2期総合戦略を踏まえ、横断的視点として、2つの視点を掲げることとします。1つ目の横断的視点として、多様な人材が活躍できる環境や活気あふれる地域をつくるため「多様な人材の活躍を推進する」を、2つ目の横断的視点として、住民の生活の利便性と満足度を高め、地域の魅力を一層向上させるため、地域における未来技術（Society5.0の実現に向けた技術）の活用や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿って施策を進めるため「新しい時代の流れを力にする」をそれぞれ掲げます。</p> <p>なお、これらは、総合戦略の基本目標に相当します。</p>

P37	◆重点施策◆		P37	◆重点施策◆					
	【重点施策】 総合戦略基本目標			【重点施策】 総合戦略基本目標					
重点施策 1 新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する	1) 移住・定住の支援 2) 関係人口の創出・拡大 3) 観光の振興 4) タウンプロモーションの推進		重点施策 1 新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する	1) 移住・定住の支援 2) 関係人口の創出・拡大 3) 観光の振興 4) タウンプロモーションの推進					
重点施策 2 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	1) 結婚・出産・子育ての支援 2) 次代を担う人材の育成		重点施策 2 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	1) 結婚・出産・子育ての支援 2) 次代を担う人材の育成					
重点施策 3 経済を活性化し、安定的な雇用を創出する	1) 地域資源を活かしたまちの魅力強化 2) 地域産業の競争力強化 3) 雇用対策の推進		重点施策 3 経済を活性化し、安定的な雇用を創出する	1) 地域資源を活かしたまちの魅力強化 2) 地域産業の競争力強化 3) 雇用対策の推進					
重点施策 4 安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる	1) 生活インフラの確保 2) 安全・安心な暮らしの確保 3) 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりの推進 4) 地域コミュニティの活性化 5) 広域連携の推進		重点施策 4 安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる	1) 生活インフラの確保 2) 安全・安心な暮らしの確保 3) 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりの推進 4) 地域コミュニティの活性化 5) 広域連携の推進					
◆総合計画の施策と重点施策の関係【連携する主な施策】◆ (略)									
◆総合計画の施策と重点施策の関係【連携する主な施策】◆ (略)									